

駐車場施設設置場所の貸付け 質問回答一覧

項番	該当箇所	質問	回答
1	仕様書 p.2 (3) エ (イ)	車庫内に設置されている既存蛍光灯およびその電源（音楽堂からの供給）は使用可能か。 使用不可の場合、既存14個の蛍光灯設備は撤去可能か。 撤去可能な場合、解約時の原状復旧について諸条件を示してほしい。	車庫内の既存の蛍光灯及びその電源につきましては、そのまま使用することはできません。「仕様書1(3)エ」のとおり、電気事業者と直接契約し、直接引き込むか、施設から電源供給を受ける場合は、イベント盤を利用してください。 既存の蛍光灯設備の撤去及び新しい設備の設置については、設置する設備によりますが、県への承認申請により承認する予定です。撤去する場合は、駐車場内の安全が確保できる照明計画、及び契約満了時の扱いについて協議してください。 なお、新しい設備の設置に際しては、「仕様書1(3)ウ(イ)」に留意するとともに、車庫天井のスラブ厚は120mmとなっていること、その上部に防水層があることに留意してください。 解約時の原状回復については、協議により、原状回復しないことも認める予定です。なお、既存の蛍光灯設備の撤去及び新しい設備の設置の承認申請の際に、契約満了時の取扱い（残置するか撤去するか）についても併せて記載する必要があります。
2	仕様書 p.2 (4) エ	基本敷地内（車庫内）の工事作業で車両及び歩行者の通行に影響を及ぼさない場合においても警備員は必要か。	車庫内で完結する工事作業の場合は警備員の配置は不要ですが、工事器具の運び込み等、車庫内外を出入りする際には警備員を配置してください。
3	(別紙1)及び (別紙3)	誘導看板等用地について、各70cm四方と記載があるが、実際に掲示可能な看板の寸法に制限はあるか。 (例：横幅○mm、高さ○mm)	仕様書のとおり、70cm四方の用地に収まる必要があります。設置にあたっては、法令及び他の官公署の条例等の規定を遵守し、安全に配慮の上、事業計画により承認を受ける必要があります。
4		前回不調となった入札時に設定されていた予定価格から、今回設定されている予定価格は変更されているか。	神奈川県財務規則第41条第2項により、予定価格の入札前の公表はしませんので、その質問については回答できません。
5	参考写真「地下 車庫(①)出口」	写真の景観条例を守れば利用者へ案内等する看板を設置することは可能か。 (例：パネルを壁に貼り付け)	景観条例ではなく、仕様書のとおりとなります。 しかし、写真から見えうるパネル等でも、写真の方向へ案内するためではなく、高さ制限等、利用者への注意喚起を目的としたパネル等については、事業計画により、例外的に認める場合があります。 なお、その場合においても、仕様書のとおり、周囲の景観と調和した色彩のものに限ることとし、また、突出し看板等は不可とします。
6		駐車場工事を土日に実施することは可能か。	可能です。
7		令和4年度については、青少年センターホールの改修工事により青少年センターの利用はない、とあるが駐車場も閉鎖されるか。	令和4年度につきましては、青少年センターホールの利用がなく、来館者が減少する可能性があります。スタジオHIKARIなど、青少年センターの他の施設自体は開館しています。そのため、駐車場も例年通り利用可能です。
8	仕様書 (3) 駐車場の仕様	駐車場の用途としては車のみか。 バイクロック装置などの設置は可能か。	自動二輪駐車場及び自転車駐車場も可です。 バイクロック装置などの設備の設置は、設置する設備によりますが、承認予定です。 詳細は、貸主との協議の上定めることとなります。
9		本物件内に月極車両、カーシェア車両を設置することは可能か。 また、近隣施設とサービス券の提携を行うことは可能か。	入札説明書1(3)に記載のとおり、有料時間貸駐車場の設置のため、月極車両及びカーシェア車両の設置は不可とします。 また、サービス券の提携は、特に制限は設けませんが、関係法令に抵触しないようにしてください。
10		青少年センター等、周辺自治体の施設との提携は不要との認識でよいか。 (例：施設利用者には一定の割引を付与する等)	認識のとおり、提携は不要です。
11		誘導看板の設置に際して、屋外広告物としての申請は必要か。 また、物理的に植栽内に誘導看板を設置することになるが、設置に伴い、植栽の面積が減少する場合、当該植栽の他の場所への植替え等対応が必要になるか。	他の官公署の条例等の規定を遵守してください。 また、設置する誘導看板については、協議の上定めることとなりますが、設置に伴い、植栽の面積が減少する場合、原則借主負担で、当該植栽は他の場所への植替え等対応が必要となります。
12		誘導看板設置に際して賃料とは別途で「占有料・利用料等」の名目による借主の費用負担が必要になるか。	誘導看板設置については、賃料に含んだ入札となり、別途借主の負担は必要になりません。
13		現地の前面歩道がインターロッキングとなっているが、駐車場整備に際して当該インターロッキングをアスファルト舗装に変更する必要はあるか。 仮に必要な場合、原状復旧も含め費用は借主負担か。	道路管理者と協議の上、適切に対応してください。 なお、必要な場合、費用は借主負担です。 また、原状復旧に関しても、道路管理者と協議の上、適切に対応するようにしてください。